

⑥ 厚生労働省

法人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:徳留 信寛)
目的	国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。
主要業務	1 国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究を行うこと。2 国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究を行うこと。3 食品について栄養生理学上の試験を行うこと。4 1から3に掲げる業務に附随する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	調査研究部会(部長:田村 昌三)
ホームページ	法人: http://www.nih.go.jp/eiken/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/cyosa09.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17 年度	第1期 中期目標期間	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	S×1 A×2	A×3					
(2) 効率的な研究施設及び研究設備の利用	A	B					
(3) 運営体制の改善に関する事項			A	A	A	B	
(4) 研究・業務組織の最適化に関する事項			A	B	A	A	
(5) 職員の人事の適正化に関する事項			A	A	A	A	
(6) 事務等の効率化・合理化に関する事項			B	A	B	B	
(7) 評価の充実に関する事項			A	B	A	B	
(8) 業務運営全体での効率化			A	A	B	A	
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 社会的ニーズの把握	A	A					
(2) 行政ニーズ及び社会的ニーズに沿った調査及び研究の実施	A×7	A×7					
(3) 外部評価の実施及び評価結果の公表	A	A					
(4) 成果の積極的な普及及び活用	S×1 A×3	A×4					
(5) 国内外の健康・栄養関係機関等との協力の推進	A×2	A×2					
(6) 研究に関する事項			S×2 A×5 B×1	S×1 A×6 B×1	S×2 A×5 B×1	S×1 A×6 B×1	
(7) 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項			A×2 B×2	A×1 B×3	S×1 A×2 B×1	S×1 A×2 B×1	
(8) 情報発信の推進に関する事項			B	A	S	A	
3.財務内容の改善							
(1) 運営費交付金以外の収入の確保	A	A					
(2) 予算、収支計画及び資金計画	B	A					
(3) 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項			A	A	B	A	
(4) 経費の抑制に関する事項			A	B	A	A	
4.その他業務運営に関する事項							
(1) 施設及び設備に関する計画	B	B					
(2) 職員の人事に関する計画	A	A					
(3) セキュリティの確保			B	A	A	B	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.27)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 全体として、当該研究所の目的である「国民の健康の保持及び増進に資する調査研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査・研究等を行うことによる、公衆衛生の向上及び増進」に資する活動を着実に進めており、概ね中期目標とそれに基づく年度計画を達成し、適正に業務を実施したと評価する。ただし、以下の点について留意し、今後のさらなる改善と効率化を期待する。
- ① 大学や民間の研究機関ではない国の独立行政法人であるという特徴を生かした研究課題を重点的に扱う方向で検討を行う必要がある。
- ② 高齢者介護に関する調査研究事業など、目に見える形で成果を社会に還元できるようにする必要がある。
- ③ 栄養情報担当者(NR)認定制度については、省内事業仕分けの結果を踏まえ、当該研究所の位置づけや関与の在り方、また本制度自体の社会的意義等について十分な検討を行い、今後の展開と方針を明らかにすべきである。
- ④ 業務の効率化・合理化については、外部委託や事務処理システムの導入等中期目標達成に向けた工夫・努力が認められるが、それらの取り組みが実際の業務や人員配置にどう反映されたかを具体的に明らかにする。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究に関する事項(重点調査研究に関する事項(生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究))	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> • 生活習慣病発症と関係の深い体力である最大酸素摂取量の日本人の現状値の測定を行い、男性では全ての年齢で低下傾向であること、また女性では20歳代から40歳代は低くなっているが、50歳代及び60歳代は、従来値よりも高いという結果が得られた。さらに、「新しいエクササイズガイドの策定に関する研究会」を実施した。その結果、20歳未満の未成年者及び70歳以上の高齢者のための望ましい身体活動量・運動量の基準値の策定等の必要性が明らかになった。 • 中学生80名を対象として、国内で初めて二重標識水(DLW)法および基礎代謝量の実測により得られた身体活動レベルは、現在の食事摂取基準の標準値よりやや高く、身体活動レベルが特に高値を示す者の活動内容(運動や外出)に特徴がみられた。また、小学1～6年生における身体活動レベルも、1.70 ± 0.29とやや高い値が得られた。これらの成果は食事摂取基準の小児のエネルギー必要量策定のための科学的根拠となる。 • 人間ドック受診者を対象に肥満や糖尿病リスク因子抽出のための大規模コホート確立のため、2,000名のコホート参加登録及び基礎データを収集した。また、これまでに収集できたデータを基に順次データベースの作成を行い、食事・身体活動・心理的要因と生活習慣病リスク因子との関連性について一部解析を行った結果、女性においては、鬱症状が糖尿病と関連していることを明らかにし、保健指導の際の新たな視点を示した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • エクササイズガイド2006で示された身体活動量の妥当性の検証、運動で増加する新規PGC-αアイソフォームの発見、食事による脂肪肝発症防止の可能性や脳出血予防の進展への寄与、糖尿病高リスク者の同定の可能性に関する知見等、中期計画を大幅に上回る成果を挙げたものと判断する。
研究に関する事項(調査・研究の成果を社会に還元するために、知的財産権の取得・開示を行うこと)	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> • 費用対効果を勘案しながら、引き続き知的財産権の取得及び活用に努めた。「知的財産に関する権利等取扱規程」に基づき平成21年度中に出願した特許等知的財産は4件であり、特許取得及び出願状況についてはホームページで公開。 • 民間企業等との共同研究や受託研究などを通して、社会還元に向けた柔軟な取り組みの一層の推進に努め、平成21年度は11件の共同研究及び7件の受託研究を実施。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 知的財産権の活用については、中期計画に沿った実績であると評価する。新たな知的財産権の獲得については、当該研究所の性格上、難しいことは理解できるが、さらなる努力が必要である。共同、受託研究においても増加に向けたさらなる努力が求められる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所(平成18年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:荒記 俊一)
目的	事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うこと。2 上記1の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	調査研究部会(部会長:田村 昌三)
ホームページ	法人: http://www.jniosh.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/cyosa09.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。(なお、「A:中期目標を上回っている。B:中期目標をおおむね達成している。”) 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 法人は平成18年4月に(独)産業安全研究所と(独)産業医学総合研究所との統合により設立されている。紙面の都合上、統合前の両法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>					
1.業務運営の効率化					
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A×3	A×3	A×2 B×1	A×2 B×1	
(2) 効率的な研究施設及び研究設備の利用	A	B	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上					
(1) 労働現場のニーズの把握	A	A	A	A	
(2) 労働現場のニーズに沿った研究の実施	A×2	A×2	A×2	A×1 B×1	
(3) 学際的な研究の推進	A	A	A	B	
(4) 研究項目の重点化	A	A	A	A	
(5) 研究評価の実施及び評価結果の公表	A	A	A	B	
(6) 成果の積極的な普及・活用	S×3 A×2	S×2 A×2 B×1	S×2 A×3	S×1 A×4	
(7) 労働災害の原因の調査等の実施	S	A	A	S	
(8) 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	A×3	
(9) 公正で的確な業務の運営	A	A	B	A	
3.財務内容の改善に関する事項					
(1) 運営費交付金以外の収入の確保	A	B	A	A	
(2) 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施	A	A	A	A	
4.その他主務省令で定める業務運営に関する事項					
(1) 人事に関する計画	A	A	B	A	
(2) 施設・設備に関する計画	A	A	B	B	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.27)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成21年度の業務実績については、業務運営の効率化を行いながら、研究活動の充実を図るとともに災害調査等にも的確に対応するなど、大きく社会的貢献を果たしており、研究所の目的である「職場における労働者の安全及び健康の確保」に資するものであり、高い水準で実施したものと評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
成果の積極的な普及・活用(国内外の基準制定・改訂への科学技術的貢献)	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> ISOやJIS等国内外の基準制改定に関わる70件の検討会等へ、当研究所役職員20名が委員長等として参画。 国内外の基準制定等に関し、 ◇ OECDの「作業環境中のナノマテリアルの評価に関するガイドライン」の見直しにおいて、フラレン、カーボンナノチューブ等の測定事例を提供。 ◇ IECの帯電防止用フレキシブルコンテナの規格制定に当たって、当研究所で蓄積 	<ul style="list-style-type: none"> 調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、ISOやJIS等国内外の基準制定等に関する委員会に職員を派遣し、また、行政からの要請等により法令等の制定、改定等の基礎資料の提供を行うなど、行政ミッション型研究所としての貢献は高く評価できる。

		<p>してきた技術資料等を提供。 等の貢献を行った。</p> <p style="text-align: right;">など</p>	
成果の積極的な普及・活用(知的財産の活用促進)	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 特許権の取得に精通した清瀬・登戸両地区の研究職員を業務担当者として選任し、特許取得に関する研究員の相談に対応する等支援体制を整備。登録特許は35件(うち、外国特許2件)と3年連続して増加(対前年度3件増)、意匠登録は4件。 35件の登録特許について、研究所のホームページにその名称、概要等を公表するなど、特許権の実施促進を図った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特許権の取得促進のため、担当職員を配置するとともに特許権取得を研究評価内容に位置付け、また、特許権の活用促進のため、研究所ホームページに概要掲載を行うなど、知的財産の活用に向けた積極的な姿勢を評価する。
労働災害の原因の調査等の実施	2(7)	<ul style="list-style-type: none"> 災害調査、鑑定等の報告書が、労働基準監督署等において、災害の再発防止のための指導や送検・公判維持のための資料として役立ったとする割合は87%(目標80%以上)。 災害調査等の結果については、高度な実験や解析を必要とするもの等を除き、報告済。また、災害調査等の質的な面について、依頼元である労働基準監督署及び警察署のいずれも高い評価をしており、適切さを確保。 労働災害調査分析センターが災害調査等の対外的・対内的な中核調整機能を担っており、また、災害調査等の進行管理については、研究職員所属の各研究グループの部長も日常業務の一環として実施。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 労働災害の原因の調査等については、災害調査19件、刑事訴訟法に基づく鑑定等18件、労災保険給付に係る鑑別・鑑定等17件を迅速・的確に実施しており、また、その報告についても依頼元である労働基準監督署、警察署等から高い評価を受けている。本研究所でしかできない事業であり、その実績及び貢献について高く評価するとともに、これら社会的意義についてさらなるPRを期待する。 労働者死傷病報告のデータベース化など、災害発生状況等の分析にも貢献している。
運営費交付金以外の収入の確保	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 競争的資金等の外部研究資金の獲得については、公募情報の共有・提供や若手研究員に対する申請支援等の組織的な取組を行った結果、その合計額は2億440万4千円(対前年比43.5%増)となった。 民間企業等からの寄付金等受入規程の整備を図った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 競争的研究資金、受託研究等の獲得に組織的に取り組んだ結果、目標を上回る実績を挙げたことは高く評価する。また、貸与可能研究施設・設備リスト及び貸与料算定基準を見直すなど、研究施設の有償貸与をはじめとした自己収入の確保に努めている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

• 該当なし

法人名	独立行政法人勤労者退職金共済機構(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:樋爪 龍太郎)
目的	中小企業退職金共済法の規定による中小企業の従業員に係る退職金共済制度を運営することを目的とする。
主要業務	1 退職金共済契約及び特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業を行うこと。2 上記1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	労働部会(会長:井原 哲夫)
ホームページ	法人: http://www.taisyokukin.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou09.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A×2 B×2	A×2 B×2	A×2 B×2	A×2 B×2	A×1 B×1	A×1 B×1	
(2) 内部統制の強化					B	A	
(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減	B	A	A	A	A×2	A×2	
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 確実な退職金支給のための取組					A×1 B×1	A×1 B×1	
(2) サービスの向上	A×2 B×1	A×3	A×3	A×2 B×1	A×1 B×2	A×1 B×2	
(3) 加入促進対策の効果的実施	A	A	A	A	A	A	
3.財務内容の改善							
(1) 累積欠損金の処理	A	B	B	A	C	A	
(2) 健全な資産運用等	A	B	B	B	B	B	
4.その他業務運営に関する事項					B	B	
(1) 積極的な情報の収集及び活用	B	B	B	B			
(2) 建設業退職金共済事業の適正化	A	A	A	A			
(3) 中期計画の定期的な進行管理	A	B	B	B			
5.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
6.短期借入金の限度額							
7.職員の人事に関する計画	B	A	A	A	B	B	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.27)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 全体としては機構の目的である「確実な退職金支給」及び「退職金制度への着実な加入」に資するものであり、適正に業務を実施したと評価できるが、以下の点に留意する必要がある。
- ① 制度が長期的に安定したものとなり、事業主が安心して加入できるものとなるためには、「確実な退職金支給」の原資となる共済財政の長期的な安定を図っていくことが重要である。特に累積欠損金を計上している中退共事業及び林業退職金共済事業(以下「林退共事業」という。)においては、一定の解消がされたものの、引き続き「累積欠損金解消計画」を踏まえ、今後の市場の推移の中で着実に解消を図ることが求められる。
- ② 加入促進については、制度の安定的な運営のため、第2期中期計画の達成に向けて平成22年度以降もさらに効果的な取組が求められるが、特に、2年続けて加入者が目標に達しなかった清酒製造業退職金共済事業(以下「清退共事業」という。)については、その産業における事業活動の低迷等業界固有の問題はあるものの、確実な加入に向けてより一層の努力が求められる。
- ③ 中退共事業における退職金未請求、特定業種退職金共済事業における共済手帳の長期未更新に対しては、引き続き被共済者への直接の要請等を実施することにより、より一層の縮減を図ることが求められる。
- ④ 管理部門のスリム化や、各共済事業それぞれの資産を区分して管理することを前提とした効率的かつ柔軟な資産運用体制の構築など、更なる効率化に努めることが求められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
確実な退職金支給のための取組	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 事業主を通じて、新規及び追加加入の被共済者に対し、中退共制度に加入したことを通知した(404,586人)。また、21年度からの新たな取組として、既加入の被共済者については、年1回事業主に送付する「掛金納付状況票及び退職金試算票」の 	<ul style="list-style-type: none"> 中退共事業における退職金未請求者に対する取組については、被共済者に対し制度加入の認識を高めるため、「加入通知書」や「加入状況のおしらせ」の発行により加入周知に努めたことや、21年度計画である19年度、20年度、12年度以前脱退(一

		<p>一部分を、制度加入周知の向上を目的とした被共済者単位に切り離せる仕様(「加入状況のおしらせ」)に変更し、事業主に配布を依頼した(発送期間 4/28～5/7 370,136 件)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職後3 か月経過しても未請求者のいる対象事業所に対して、事業主から請求を促す「退職金等請求依頼書」を送付した(12,325所、未請求者16,575人)。 21年度からの新たな取組として、前記 ii) の通知から3 か月経過しても未請求者のいる対象事業所に対して、事業主から請求を促す要請通知を行うことに併せて、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼した(1,922 所、2,398人、2/22発送)。 給付推進スケジュールに基づき、未請求者のいる対象事業所に対して、未請求者の住所等の情報提供を、20年度は25,294所に、21年度は34,805所に依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。一部、22年度実施予定のものについても前倒しで実施した。 21年度からの新たな取組として、ホームページで中退共制度加入の事業所名及び過去に中退共制度に加入していた未請求者がいる事業所名を検索することができる「加入事業所検索システム」の掲載を7月より開始した(掲載事業所数 301,376事業所(22.3.31現在))。また、個人事業所掲載にあたり、事前に行った事業主への通知等文書の回答により、屋号掲載の希望に応えるべく、掲載用データの整備を行った(9/28より個人事業所掲載)。さらに、利用者の利便性を図るために、タブをトップページに移動した。22 年10 月を目途に、掲載データの更新として、21年2月以降加入の事業所データを追加することを決定した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>部)の未請求者についての住所提供依頼に加えて22年度計画における対策予定である12年度以前脱退の未請求者について予定を前倒しして住所提供依頼を行うなど、精力的に実施したことにより、着実に成果を上げているところは評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 全体としては、中期計画を上回ったと言える。
<p>累積欠損金の処理</p>	<p>3(1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 両事業が「資産運用の基本方針」に定めている、最適な資産配分である基本ポートフォリオに基づき資産運用を実施したが、リーマン・ブラザーズの破綻を発端とする金融危機の拡大や世界的な実体経済の急激な悪化という厳しい運用環境により、委託運用(金銭信託)は大幅なマイナス収益となった。一方、加入促進対策の積極的かつ継続的な実施により、中退共では達成率102.7%、林退共では110.8%と目標を上回る加入実績を上げたことにより掛金収入の確保に努めた。 中退共事業においては、運用収益は△169,896百万円(運用等費用控除後)、掛金収入は411,237百万円 林退共事業においては、運用収益は△16百万円(運用等費用控除後)、掛金収入は1,520百万円 事務の効率化等を図り経費節減に努めた。業務経理への繰入額を20年度決算においては、予算と比較して222百万円(中退共事業217百万円、林退共事業5百万円)節約した。 	<ul style="list-style-type: none"> 中退共事業及び林退共事業においては、「累積欠損金解消計画」に沿った着実な累積欠損金の解消に努めたが、結果として累積欠損金は中退共事業で19年度末時点の156,381百万円から20年度末時点では349,280百万円に、林退共事業で19年度末時点の1,357百万円から20年度末時点では1,495百万円に増加している。20年度決算において、業務経理への繰入額を予算と比較して222百万円(中退共事業217百万円、林退共事業5百万円)節約する等、事務の効率化による経費節減は着実に実施されている。全体としては、経済環境の激変があったとはいえ、累積欠損金が増加しており、中期計画をやや下回っていると言わざるをえない。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:戸蒔 利和)
目的	高齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、高齢者等の雇用に関する技術的事項についての事業主等に対する相談その他の援助、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営、障害者の雇用に伴う経済的負担の調整の実施その他高齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務等を行うことにより、高齢者等及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 高齢者等の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。2 高齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。3 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。4 障害者職業センターの設置及び運営を行うこと。5 障害者職業能力開発校のうち職業能力開発促進法に規定されたものの運営を行うこと。6 納付金関係業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	労働部会(部会長:井原 哲夫)
ホームページ	法人: http://www.jeed.or.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou09.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期 目標期間	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化 (1) 効果的な業務運営体制の確立 (2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等 (3) 障害者雇用納付金を財源に行う調査研究、講習及び啓発の事業規模の配慮 (4) 給付金及び助成金業務の効率化	A	A	S	A			
1.業務運営の効率化 (1) 効果的・効率的な業務運営体制の確立 (2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等 (3) 事業の費用対効果 (4) 障害者雇用納付金を財源に行う実践的手法の開発、講習及び啓発の事業規模の配慮 (5) 給付金及び助成金業務の効率化					A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 関係者のニーズ等の把握							
(2) 業務評価の実施及び公表	A	A	A	A			
(3) 高齢者等や障害者の雇用情報等の提供並びに広報の実施					A	A	
(4) 内部統制の在り方							
(5) 高齢者等及び障害者雇用支援業務の連携によるサービスの充実							
(6) 高齢者等の雇用機会の確保等に資する事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること	A	A	A	B	A	A	
(7) 高齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと	A×1 B×2	A×3	A×3	A×2 B×1	S×1 A×2	A×2 B×1	
(8) 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと	A	A	A	A	A	A	
(9) 障害者職業センターの設置運営業務の実施	A×3	S×1 A×2	A×3	A×3	S×1 A×2	A×3	
(10) 障害者職業能力開発校の運営業務の実施	A	A	A	A	A	A	
(11) 納付金関係業務等の実施	A×4 B×1	A×5	A×3 B×2	A×1 B×4	A×6	A×6	
(12) 障害者の技能に関する競技大会の開催	A	A	S	A			
3.財務内容の改善							
(1) 予算、収支計画及び資金計画	A	B	A	A	A	A	
(2) 人事に関する計画	A	B	A	B	A	A	
(3) 施設・設備に関する計画							

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.27)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- ・ 適切に業務を実施したと評価できるが、次の点に留意する必要がある。
 - ① 65歳希望者全員継続雇用の推進、70歳まで働ける企業の普及促進等、政府の高年齢者雇用の目標達成に寄与する必要がある。
 - ② 就職の困難性の高い障害者の就業ニーズに積極的に応えるため、職業リハビリテーションに関する助言・援助等の充実により、医療・教育・福祉等の関係機関との一層の連携強化を図り、潜在的ニーズへの対応を含め、幅広い職業リハビリテーションサービスの効果的な実施を図る必要がある。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務運営の一層の効率化及び効果的実施等の観点から、以下の組織体制の見直し等を実施。 <ul style="list-style-type: none"> － 駐在事務所(全国5か所)の廃止 － 平成20年度に廃止したせき髄損傷者職業センターの業務の福岡障害者職業センターによる引継ぎ － 地域障害者職業センター管理事務の集約化(宮城・山形・福島、愛知・岐阜・静岡・三重、香川・徳島・愛媛・高知の3地域において集約化実施) ・ 新設当初処理日数が従来型助成金の1.5倍を要した中小企業定年引上げ等奨励金について処理の遅滞や申請件数の増減に対応した週単位の機動的な人員再配置、受託法人における処理期間20日以内ルール15日への短縮等の効率化対策を実施する等により、平成24年度までの5年間で平均処理期間を5%短縮する目標に対して、2年目で目標を大幅に上回る平均処理期間12.4%短縮を達成。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般管理費・事業経費の節減や駐在事務所の廃止、地域障害者職業センター管理事務の集約化などの効率化が順調に進んでおり、評価の視点の項目の多くについて、計画を大幅にクリアしていると評価できる。 ・ 「随意契約見直し」は着実に前進しているが、契約全体に占める随意契約の割合を一層低めていく必要がある。
障害者職業センターの設置運営業務の実施	2(9)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域障害者職業センター業務について、職業リハビリテーションサービスの実施対象数、職業リハビリテーション計画の策定件数、職業準備支援等の実施による就職等に向かう次の段階への移行率、ジョブコーチ支援対象者数、事業主支援計画の策定件数など12の基本評価指標において、すべての数値目標を達成。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の就労支援機関では対応が困難な精神障害者・発達障害者等職業的重度障害者に対する「きめ細かな職業リハビリテーション計画の策定」を実行し、障害者雇用に関する事業主支援計画の策定件数が目標と前年を上回っている点、事業主対象のワークショップ等の実施回数が飛躍的に伸びている点など、評価の視点のいずれの項目も大きく計画を上回って成果を上げたと評価できる。 ・ 潜在的ニーズはもっとあると予想される点、今の体制でどこまでできるのか、高障機構が地域の中で果たしている役割をより明確に示すべきである。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- ・ 貴委員会は、評価の参考とするために、平成22年7月から同年8月にかけて、厚生労働省を通じて本法人の業務・マネジメント等に関する国民からの意見募集を実施し、その結果、特段の意見は寄せられなかった旨公表し、評価結果においてもその旨言及されている。

しかしながら、今般、総務省ホームページを通じて、本法人の業務・マネジメント等に関して意見が数件あったにもかかわらず評価結果では特段の意見はなかったものとされているとの指摘があり、事実関係を確認したところ、意見募集の結果が厚生労働省から貴委員会に適切に報告されていなかったことが判明した。このような事態は本法人の業務実績評価に関する国民の信頼を著しく損ねるものであって誠に遺憾である。

したがって、今後は寄せられた意見が適切に貴委員会に報告されるよう再発防止を徹底されたい。
- ・ 本法人の地方業務については、平成22年度に一般競争入札に移行したが、12道県の雇用開発協会等への委託は不適切と判断され、結果として9道県は法人自ら実施することとなった。また、同業務は23年度から委託方式を廃止し、法人自ら直接実施することとなるが、この点についての貴委員会の「23年度の委託方式の廃止後の体制に円滑に移行できるようにする必要がある」との指摘は重要であり、かかる観点からは、9道県の先行的取組を通じて得られた知識、経験を23年度からの全国実施に当たり業務の実施方法等に的確に反映するとともに、職員に周知徹底することが必要である。

このため、次年度の評価に当たっては、22年度の入札から契約に至るプロセスの検証を踏まえ、委託した38都府県の取組状況と先行して法人自ら直接実施した9道県の取組状況との比較検証、全国実施に向けて法人が講じた措置の検証、更なる運営改善の余地などについて厳格に評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人福祉医療機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:長野 洋)
目的	社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ること。また、厚生年金保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことを目的とする。
主要業務	1 社会福祉事業施設及び医療関係施設等の設置等に必要な資金を融通する貸付事業。2 社会福祉事業施設の設置者等及び病院等の開設者に対する経営の診断又は指導事業。3 社会福祉振興事業者に対する助成事業。4 社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修事業。5 社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定による退職手当共済事業。6 都道府県等が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する心身障害者扶養保険事業。7 福祉・保健・医療に関する情報提供等を行う福祉保健医療情報サービス事業。8 厚生年金保険法又は国民年金法に基づく年金受給者に対する、その受給権を担保とした小口の資金の貸付事業。9 労働者災害補償保険法に基づく年金受給者に対する、その受給権を担保とした小口の資金の貸付事業。10 その他前記に附帯する事業。11 承継年金住宅融資等債権管理回収業務。12 承継教育資金貸付けあっせん業務。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	医療・福祉部会(部会長:上野谷 加代子)
ホームページ	法人: http://hp.wam.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/iryo09.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期 目標期間	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1. 法人全体の業務運営の改善							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A	A	A	A			
(2) 業務管理の充実	A	A	B	A			
(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減	A	A	A	A			
(4) 利用者に対するサービスの向上							
(5) 業務・システムの最適化の実施							
1. 法人全体の業務運営の改善							
(1) 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備					A	A	
(2) 業務管理(リスク管理)の充実					A	A	
2. 業務運営の効率化							
(1) 業務・システムの効率化と情報化の推進					A	A	
(2) 経費の節減					A	A	
3事業毎の業務運営の改善に関する事項							
(1) 福祉医療貸付事業	A×2	A×2	A×2	A×2			
(2) 福祉医療経営指導事業	A×2	A×2	A×2	A×2			
(3) 長寿・子育て・障害者基金事業	A×2	A×2	A×2	A×2			
(4) 退職手当共済事業	A	A	A	A			
(5) 心身障害者扶養保険事業	B	B	A	B			
(6) 福祉保健医療情報サービス事業(WAN NET事業)	A×2	A×2	A×2	A×2			
(7) 年金担保貸付事業	S×1 A×1	A×2	A×2	A×2			
(8) 労災年金担保貸付事業	S×1 B×1	A×2	A×2	A×2			
(9) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務							
(10) 承継教育資金貸付けあっせん業務		A	A	A			
3. 業務の質の向上に関する事項							
(1) 福祉医療貸付事業					A×2 B×1	S×1 A×1 B×1	
(2) 福祉医療経営指導事業					A	A	
(3) 長寿・子育て・障害者基金事業					A×2	A×2	
(4) 退職手当共済事業					S	S	
(5) 心身障害者扶養保険事業					B	B	
(6) 福祉保健医療情報サービス事業(WAN NET事業)					B	A	

(7) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業					A	A
(8) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあわせん業務					A	A
4.財務内容の改善						
(1) 運営費交付金以外の収入の確保						
(2) 貸付原資についての自己資金調達の拡大	A	A	A	A		
(3) 貸付事業におけるリスク管理の徹底						
4.財務内容の改善						
(1) 運営費交付金以外の収入の確保					A	A
(2) 自己資金調達による貸付原資の確保						
(3) 資産の有効活用						
5.その他業務運営						
(1) 人事に関する事項	A	A	A	A	A	A

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.27)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成21年度の業務実績については、全体としては適正に業務を実施したと評価できる。今後も、多岐にわたる業務内容について積極的な周知に努めるとともに、これまでの成果を踏まえつつ、時代の要請に的確に対応した業務展開を期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
医療貸付事業	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、次のとおり政策に沿った融資条件の優遇措置を講じた。 <ol style="list-style-type: none"> 政府において策定された「経済危機対策」の一環として、金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対し、融資条件の優遇措置(最優遇金利の適用など)を講じた経営安定化資金制度により、緊急融資を実施した。(実績:505件、40,442百万円) 耐震基準を満たすために補強改修工事や建替整備を行う病院への融資について、融資率や貸付利率等の優遇措置を講じた。(実績18件、26,091百万円) 出産育児一時金等の直接支払制度の実施(平成21年10月)により、一時的な資金不足となる産科医療機関等に対する経営安定化資金の融資について、貸付金利の引下げ及び無担保融資可能額の引上げ等の優遇措置を講じた。(実績166件、4,247百万円) など 	<ul style="list-style-type: none"> 国の医療政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、特に、経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関等に対する経営安定化資金、医療施設の耐震化整備、さらに、出産育児一時金等の直接支払制度の実施に伴い一時的な資金不足となる産科医療機関等に対する経営安定化資金の融資によって、地域における医療機関等の安定的な経営を支援していることが顕著に認められ、中期計画を大幅に上回る実績をあげており、高く評価する。 など
退職手当共済事業	3(4)	<ul style="list-style-type: none"> 退職手当金の給付事務については、従来、月2回の給付としていたものを平成21年10月から月4回の給付とするともに、事務処理のピーク時において柔軟な人員配置を行う等、退職金の早期支給に努めた結果、請求書の受付から給付までの平均処理期間は、37.6日となり、対前年度比でさらに7.2日の短縮となった。 電子届出システムに加入届の機能の追加、利用者アンケートを踏まえたシステムの改善を図るとともに、電子届出システムを利用していない共済契約者に対しては、電子届出システム利用案内を送るなど積極的な利用促進を図り、平成22年度からは869法人が新規で電子届出システムを利用することとなった。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 退職手当金支給に係る平均処理期間の短縮や電子届出システムの改善による事務負担の軽減を図るなど、利用者サービスの向上に貢献するとともに福祉医療機構における事務の効率化も実現することができており、中期計画を大幅に上回る実績をあげており、高く評価する。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:遠藤 浩)
目的	重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ること。
主要業務	1 重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供するための施設を設置し、及び運営すること。2 知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための効果的な支援の方法に関する調査、研究及び情報の提供を行うこと。3 障害者支援施設において知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修を行うこと。4 知的障害者の支援に関し、障害者支援施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。5 上記1から4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	医療・福祉部会(部会長:上野谷 加代子)
ホームページ	法人: http://www.nozomi.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/iry09.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A×2 B×1	A×2 B×1	A×2 C×1	A×2 B×1	A×1 B×2	A×3	
(2) 効率的な施設・設備の利用	B	A	B	B	B	A	
(3) 合理化の推進	A	A	A	A	B	A	
2.国民に対して提供するサービスの質の向上							
(1) 自立支援のための取組み	A	A	A	A	S×3 A×1	S×1 A×3	
(2) 調査・研究	B×3	A×2 B×1	A×1 B×2	B×3	A×1 B×1	A×2	
(3) 養成・研修	A	A	B	B	A	A	
(4) 援助・助言	B	A	A	B	B	A	
(5) その他の業務	B	A	B	B	B	A	
(6) サービス提供に対する第三者評価の実施及び評価結果の公表	A	A	B	B	B	B	
(7) 業務の電子化	B	A	B	B			
3.財務内容の改善							
(1) 自己収入比率							
(2) 経費節減を見込んだ予算	B	A	B	B	B	A	
4.その他業務運営							
(1) 人員の適正配置							
(2) 人事評価システム	A	A	A	A	A	A	
(3) 施設整備、改修	B	A	B	B	B	—	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.27)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成21年度の業務実績については、全体としてはのぞみの園の設立目的である「重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ること」に資するものであり、第2期中期目標期間の2年度目として更なる成果を上げたものと評価する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
自立支援のための取組み(施設利用者の地域移行のスピードアップ)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度においては、21人が地域移行のために退所し、21年度の目標値を達成した(独立行政法人となった平成15年10月以降の合計は89人)。 これにより平成21年度末の施設利用者数は371人と独立行政法人移行時499人(15年10月)と比較して2割5分減。 本人・保護者の同意が得られ、現在関係自治体や事業所と調整中となっている者は、平成21年度末現在で、32人となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度においては、年度目標(15名～20名)を昨年度と同様に上回り、21名の施設利用者が出身地等のケアホーム等での生活に移行すべく、のぞみの園を退所している。 併せて、地域移行の新規同意者については過去最高の32名となり、年度目標(25名程度の保護者の同意)を上回っている。
自立支援のための取組み(本人及び保護者の同意を得るための取組)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 保護者総会や各寮ごとに行われる保護者懇談会及び保護者の面会のための来園の機会を利用して、地域移行の取組みの状況等の説明を実施。説明の際には、視覚で 	<ul style="list-style-type: none"> 従来から取り組んでいる①保護者・家族等への個別面談重視、②地域移行された方の生活の様子を映像化したDVDの活用、③施設利用者の地元の事業所を調査し、保護

	<p>地域での生活の理解を促すため既に地域移行したものの生活の様子を撮影した写真を編集したDVDを活用。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域移行した者を紹介する「のぞみの園地域移行通信」を年間6回発行し、各生活寮で行う広報誌の送付に同封することにより、保護者全員に配布。 少しでも地域移行に関心を示した家族に対しては、出身地等の地域移行先の社会資源を紹介し、周辺の福祉環境が大きく改善されていることを説明。 面接や連絡等のきっかけのつかめない家族等に対して、利用者の近況を伝え、面会を依頼したり、面会希望するが高齢や遠距離等のため、来園することが難しい等の家族に対して、家庭訪問等を行い、地域移行に関しての説明を実施。 平成21年度においては、31人の保護者から新たに地域移行の同意を得ることができ、21年度の目標値を達成(20年度までに同意を得て調整していた23人と合わせて55人が同意)。 地域生活への移行が円滑に行えるよう、施設利用者の状況に応じて地域生活体験ホームにおける宿泊体験を実施。第1段階として、設備・職員体制の整った地域生活体験ホームにおいて短期間又は中期間の宿泊体験を実施。第2、第3段階としてできる限り地域生活に近い環境の中で地域生活体験が可能となるよう、施設内及び施設外の地域生活体験ホームを長期間利用する方法により実施。 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>者に紹介することに加え、平成21年度においては、①地域移行した者を紹介する「のぞみの園地域移行通信」の定期発行(年間6回)②来園機会が少ない保護者宅等への訪問による移行への働きかけ③総合施設全職員を対象とする地域移行に関する研修会の開催による、取組み内容の周知の再確認など新たな取組みを行った結果、確実に数字として積み上げてきたことを高く評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域生活への移行が困難な要因・理由として、①保護者・家族の同意を得ることの困難さ②施設利用者本人の体験不足③移行先の確保の困難等問題があげられるが、これまで蓄積された支援技術と経験を活かして、施設利用者本人の意向を最大限尊重し、施設利用者本人及び保護者・家族等の個々のニーズを丁寧に把握し希望に添った地域移行を実現できるよう、さらに粘り強くきめ細かな対応に努め、地域移行の同意等の拡大にも重点を置いて取り組まれない。
<p>自立支援のための取組み(行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援)</p>	<p>2(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自閉症及び行動障害等に関して高い知見と経験を有する自立支援の専門家を「参事」(謝金対応)として平成20年度に引き続き委嘱し、特別支援寮を中心に支援技術の指導及び助言を実施。 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者の受入については、20年度の2人に引き続き、21年度は3人を新規に受入。これらの対象者に対して、社会生活への適応と速やかな地域生活への移行を図るため、計画的に施設入所支援、就労移行支援を提供し、効果的な支援に努め、21年度には、3人の対象者が地域生活へ移行。また、行動障害等により長期に精神科病院に社会的入院となっていた1人について平成21年度に受け入れ生活支援を実施中。 平成21年5月から、施設外の生活介護事業所「さんぼみち」を定員20人で開始。日中活動のメニューの充実を図るべく、有償ボランティア講師による創作的活動や趣味的活動の多彩なメニューを提供し、利用者の選択性の幅を拡大。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 矯正施設等を退所した知的障害者の中には福祉サービスを受けていないケースが多く、このことが再犯を繰り返す一因と考えられることから、福祉の支援を必要とする知的障害者が地域社会での生活を円滑に行える支援手法を確立し、全国の福祉施設等における当該支援事業の取組みの普及拡大に資するため、平成20年度から先駆的に取り組んでいる。その実績は、平成20年度の2名の受入に引き続き、平成21年度の3名の合計5名を受け入れた。これらの者には、性犯罪、累犯窃盗を犯した中程度の知的障害者や人間関係が作れず出身地に戻れないなどいづれも支援の難しい事例であるが、5名のうち3名が就労に結びつき、地域生活に移行するなど、当初、入所後2年以内の地域移行を想定した中で半分程度の期間で実現できたことは、評価する。 従前より取り組んでいる著しい行動障害等を有する者に対する支援として、①専門家を参事(非常勤)として平成20年度に引き続き委嘱し、特別支援寮を中心に支援技術の指導及び助言を受け、②その実施体制としてプロジェクトチームを設置し、参事の指導の下で自閉症や行動障害への適切な支援ができる職員の育成を図り、効率的な運営を行った。 著しい行動障害により精神科病院に社会的入院となっていた知的障害者を新たに1名を受け入れ、自立への支援を通じて地域移行を図るための効率的な支援に取り組んだ。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人労働政策研究・研修機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:稲上 毅)
目的	内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究等並びにその成果の普及を行うとともに、その成果を活用して厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うことにより、我が国の労働政策の立案及びその効果的かつ効率的な推進に寄与し、もって労働者の福祉の増進と経済の発展に資することを目的とする。
主要業務	1 内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究を行うこと。2 内外の労働に関する事情及び労働政策についての情報及び資料を収集し、及び整理すること。3 上記調査及び研究業務の促進のため、労働に関する問題についての研究者及び有識者を海外から招へいし、及び海外に派遣すること。4 上記1から3に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。5 厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うこと。6 上記1から5に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	労働部会(部会長:井原 哲夫)
ホームページ	法人: http://www.jil.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou09.html
中期目標期間	5年間(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	第1期中期目標期間	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしており、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上	A	A	A	B	A	A	
(1) 労働政策研究	/	/	/	A×4 B×1	A×4 B×1	A×5	
(2) 労働政策についての総合的な調査研究	A×5	A×5	A×5	/	/	/	
(3) 労働事情・労働政策に関する情報の収集・整理	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	A×2	A×1 B×1	
(4) 研究者・有識者の海外からの招へい・海外派遣	A	B	B	B	B	B	
(5) 労働政策研究等の成果の普及・政策提言	/	/	/	A×2	A×2	A×2	
(6) 調査研究結果等の成果の普及・政策提言	A×5	A×5	A×5	/	/	/	
(7) 労働行政担当職員その他の関係者に対する研修	/	/	/	A	A	A	
(8) 労働関係事務担当職員その他の関係者に対する研修	A	A	A	/	/	/	
(9) その他の事業	A	A	A	A	A	B	
3.予算、収支計画及び資金計画							
4.短期借入金の限度額	A	B	B				
5.剰余金の使途				B	B	A	
6.その他業務運営に関する重要事項	/	/	/				
6.人事に関する計画	A	B	A	/	/	/	
7.人事に関する計画	/	/	/	B	A	A	
7.施設・設備に関する計画	B	B	B	/	/	/	
8.施設・設備に関する計画	/	/	/	B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.24)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成21年度の業務実績については、個別項目に関する評価結果に見られるように、中期目標・中期計画に沿った取組が行われ、中期計画に掲げられた目標値の達成、利用者からの高い有益度及び満足度が確保されていることから、引き続き適正な業務運営が行われていると評価できる。今後も、機構に課せられた使命を高いレベルで効率的に達成していくため、それぞれの業務のバランスを考慮しながら重点化を進め、業務間の連携を密にして業務運営を図るとともに、労働政策研究については、取り上げるテーマや、機構が行う必然性について、対外的に分かりやすく、説得力をもって説明できるようにすることが望ましい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
労働政策研究	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 各研究テーマについて、理事長をトップとした研究計画ヒアリングを行い、研究の趣旨・目的、最終成果物、スケジュール等につき、明確な目標を掲げた研究計画を策定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 政策テーマの策定に当たり、厚労省との密接な連携の下、機構の問題意識や労使のニーズを踏まえ決定する体制を構築している。 こうしたことから、プロジェクト研究及び課題

	<p>年度途中においては、研究員に対するヒアリングを2回(10月、3月)実施し、適宜、研究計画の見直しを行うなど、調査研究活動を計画的に推進した。また、とりまとめ段階においては理事長参加の下に研究発表会を開催した。このような取組みの結果、21年度は、32件の研究テーマが計画され、ほぼ研究計画どおりに実施し、研究成果をとりまとめた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査研究成果は各般の政策の企画・立案に活用されている。労働経済白書等、専門図書への引用件数は540件となり、前年度(540件)と同様、過去最高となった。審議会・研究会、国会答弁のための参考資料として活用されるなど、政策の企画立案、政策議論の活性化に貢献した。 	<p>研究の研究成果は、厚生労働省の審議会等にとどまらず、他府省の審議会等、白書及び専門図書においても多くの利用(引用された研究成果は前年度と同様過去最高の540件)がなされる等、労働政策の企画立案等に質・量の両面で寄与しており、中期計画を上回っていると評価できる。</p>
<p>労働行政担当職員その他の関係者に対する研修</p>	<p>2(7)</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省研修実施要綱及び地方労働行政職員研修計画等に基づき、研修コースの新設(2コース)等の見直しを行うなど厚生労働省の要望に対応した研修実施計画を作成し、研修生からのアンケート結果の分析も踏まえ、研修を効果的かつ効率的に実施した。また、基礎的、一般的な知識やスキルの習得に係る科目については、引き続き民間活用を図ることとし、外部講師の活用や企画競争による研修委託を行った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新たな雇用対策を踏まえた科目の新設や研修生の要望等を踏まえた科目内容の拡充・見直しなどを行うとともに、研究部門が新たに開発するツールを研修に導入する等、研究部門と研修部門の一層の連携がなされた結果、研修生を対象としたアンケートにおいて、「有意義」との回答が中期計画の「85%以上」を上回る「97.0%」に上っており、中期計画を上回っていると評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人雇用・能力開発機構(平成16年3月1日設立)〈非特定〉 (理事長:丸山 誠)
目的	労働者の有する能力の有効な発揮及び職業生活の充実を図るため、雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置及び運営等の業務を行うとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことにより、良好な雇用の創出その他の雇用開発、職業能力の開発及び向上並びに勤労者の生活の安定を図り、もって労働者の雇用の安定その他福祉の増進と経済の発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 公共職業訓練を実施する公共職業能力開発施設の設置・運営。2 企業の雇用管理改善に関する相談・講習・研修、助成金の支給。3 勤労者の計画的な財産形成促進のための勤労者財産形成融資。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	労働部会(部会長:井原 哲夫)
ホームページ	法人: http://www.ehdo.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou09.html
中期目標期間	5年間(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	第1期中期 目標期間	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 組織体制、経費削減	A	A	A				
(2) 助成金等の支給	B	B	B				
(3) 職業能力開発業務	B	B	B				
1.業務の改善に関する事項							
(1) 雇用開発業務について				A×1 B×1	A×2	A×1 B×1	
(2) 職業能力開発業務について				A×4 B×5	S×1 A×6 B×2	A×6 B×3	
(3) 勤労者財産形成促進業務について				B	B	B	
(4) 助成金の支給、融資等の業務				A	B	A	
(5) 上記に個別に掲げる業務以外の業務							
2.国民に対して提供するサービスの質の向上							
(1) 業績評価の実施及び公表による業務内容の充実	B	B	B				
(2) 雇用開発業務(相談、講習等)	A	A	A				
(3) 雇用開発業務関係助成金等	B	B	B				
(4) 連携及び人材ニーズ把握	B	B	B				
(5) 在職者訓練	A	A	A				
(6) 離職者訓練	A	A	A				
(7) 学卒者訓練	A	A	A				
(8) 新分野展開・指導員育成	B	B	B				
(9) 若年者対策、キャリア・コンサルティング	A	A	A				
(10) 調査・研究	B	B	B				
(11) 職業能力開発関係助成金等	B	B	B				
(12) 財形業務	B	B	B				
(13) 情報提供、福祉施設の譲渡等の業務、特例業務	B	B	B				
2.組織・業務実施体制等の改善に関する事項							
(1) 組織人員体制について				B	B	A	
(2) 業績評価の実施による業務内容の充実について				B	B	A	
(3) 経費削減等について				A	A	A	
(4) 情報提供について							
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1) 予算、収支計画、資金計画、短期借入金、剰余金	B	B	B				
3.財務内容の改善に関する事項							
(1) 財形融資の債権管理							
(2) 雇用促進融資の債権管理、雇用促進住宅の譲渡・廃止				B	A	A	
4.その他業務運営に関する重要事項							
(1) 人事、施設・設備	B	B	B				
4.その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1) 人員に関する事項							
(2) 施設・設備に関する事項				A	A	B	
(3) 積立金の処分に関する事項							

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.27)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- ・ 全般として適切に業務を実施してきたと評価できる。今後は、特に以下の点に留意する必要がある。
- ① 機構が保有する職業訓練や就職支援に係るノウハウの都道府県・民間教育機関等の職業訓練実施機関への積極的な提供。
- ② 給与水準の更なる見直しを通じたラスパイレース指数の低減。
- ③ 随意契約等見直し計画の達成に向けた契約状況の更なる点検・見直し。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
雇用開発業務について(助成金の支給、貸付等の業務について)	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用開発業務に係る助成金の説明会終了時のアンケート調査において、86.8%の者から説明内容が「大変理解できた」「理解できた」旨の評価を得た。 ・ 各助成金の制度内容等の変更については、変更があった日と同日にホームページで公開し、利用者に対しては説明会や相談業務において助成金の趣旨、目的及び支給のための手続をわかりやすく説明を行った。 ・ 支給要件に合致しているかの確認のため可能な限り直接事業所訪問を実施するとともに、都道府県労働局と連携し雇用保険関係データの照会(OCR照会)を行うこと等、不正受給防止対策の強化を図った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各助成金の制度変更の内容を変更当日にホームページで公表し、説明会や個別相談等を通じた制度の周知・説明に努めるとともに、不正受給防止対策に取り組み、平成21年度に支給決定した助成金の不正受給件数が1件となるなど、全体としておおむね中期計画を達成していると言える。
職業能力開発業務について(在職者を対象とする職業訓練について)	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受講者に対するアンケート調査において98.3%の者から職業能力の向上に「大変役に立った」「役に立った」との評価を得た。 ・ 受講者を派遣した事業主を対象とするアンケート調査において、97.6%の事業主から受講者が学んできた内容が事業所で「大変役に立っている」「役に立っている」との評価を得た。 ・ 在職者訓練の品質保証を図るため、受講者アンケート等のデータをPPMチャート及びレーダーチャート等で分析し、訓練コースを評価・改善する仕組みである訓練カルテ方式を平成21年度より全国で運用開始した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受講者と受講を指示した事業主に対するアンケート調査の結果が目標を上回っていることに加え、アンケート調査結果や習得度測定の結果の分析を通じて業務の質の向上に反映しており、全体として中期計画を上回っていると言える。
勤労者財産形成促進業務について	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財形業務の周知、利用者の利便や申請内容の適正化等を図るため、制度内容、利用条件、相談・受付窓口等を利用者の視点に立った分かりやすい表現で、見直しを行った上で、ホームページ、パンフレット、リーフレット、申込みに係る手引等を作成するなど、制度の周知・広報を実施した。 ・ 基準金融機関の短期プライムレート及び5年利付国債の入札結果をもとに設定した貸付金利を確定するため、住宅金融支援機構及び厚生労働省との調整を毎月行うことで、適正な貸付金利の設定を行い、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資する融資を行った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画に沿って制度の周知・広報に努めるとともに、適正な貸付金利の設定を行う等の取組を着実に実施しており、全体としては中期計画をおおむね達成したと言える。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

・ 該当なし

法人名	独立行政法人労働者健康福祉機構(平成16年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:伊藤 庄平)
目的	療養施設、健康診断施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 療養施設の設置及び運営を行うこと。2 健康診断施設の設置及び運営を行うこと。3 労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	労働部会(部会長:井原 哲夫)
ホームページ	法人: http://www.rofuku.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou09.html

中期目標期間 5年間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	H21年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 機構の組織・運営体制の見直し	A	A	A	A	A	A	
(2) 一般管理費、事業費等の効率化							
(3) 労災病院の再編による効率化	A	S	A	-	A		
(4) 休養施設及び労災保険会館の運營業務の廃止							
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 業績評価の実施、事業実績の公表等	A	A	A	A	A	A	
(2) 療養施設の運營業務	S×1 A×5	S×2 A×4	S×2 A×4	S×1 A×4 B×1	A×6	S×1 A×4 B×1	
(3) 健康診断施設の運營業務	A	B	A	A	A		
(4) 産業保険関係者に対して研修又は相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運營業務	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A	
(5) 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務	A	A	B	B	B	B	
(6) 未払賃金の立替払業務	A	A	A	B	A	A	
(7) リハビリテーション施設の運營業務	A	A	A	A	A	B	
(8) 納骨堂の運營業務	A	B	A	B	B	B	
(9)							
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	B	B	B	B	
4.短期借入金の限度額							
5.重要な財産の譲渡等	B	B	B	B	B	B	
6.剰余金の使途							
7.その他業務運営に関する事項							
(1) 人事に関する計画	A	A	A	B	B	B	
(2) 施設・設備に関する計画							

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.27)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<p>労災病院事業では地域医療支援を更に推進し、労災疾病等研究では労災指定医療機関に対する成果の普及に尽力しており、今後、次に留意した更なる業務運営を期待する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労災病院の地域貢献という観点から、今後とも地域医療連携や救急医療において公的病院として貢献すること ・ 労災疾病等研究の中でも、アスベスト、産業中毒、メンタルヘルス、過労死、治療と就労の両立支援など特にニーズが高く、早期診断法等の成果が急がれる分野の対応を期待すること <p style="text-align: right;">など</p>

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
療養施設の運營業務(労災疾病等に係る研究・開発及びその成果の普及の推進)	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国外では、ヨーロッパ高血圧学会等関連学会において33件の学会発表を行い、国内では日本・職業災害医学会等、関連学会において228件の学会発表を行った。 ・ 労災疾病等13分野のデータ・ベース(ホームページ)へのアクセス件数は270,204件となり、中期目標初年度において、最終年度の目標である20万件以上を得た。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究成果の普及については、ホームページアクセス件数や学会発表件数等、第1期中期目標の最終年度を超える成果を上げたほか、新たな「がんの治療と就労の両立支援」については、がん患者参加方式による「勤労者医療フォーラム」を開催するなど、初年度から積極的な普及活動を行っている。さらに、アジア諸国の要請を受け、今後増加が

		など	懸念される石綿関連疾患やじん肺等の労災疾病の診断法や予防法等の国際的な普及活動も進めている点も評価できる。
療養施設の運営業務 (勤労者医療の地域支援の推進)	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 地域医療連携室において、労災指定医療機関等に対してFAX等による直接予約システムを導入するとともに、地域連携パスの導入など労災指定医療機関との医療連携に取り組んだ結果、55.0%の紹介率、42.2%の逆紹介率を確保した。 政策医療として地域の労災指定医療機関との連携を強化した結果、紹介率等を承認要件とする「地域医療支援病院」について、平成21年は5施設(合計17施設)が承認され、地域の中核医療機関としてのポジションを更に確固たるものとした。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 勤労者医療の地域支援の推進については、患者紹介率・逆紹介率、症例検討会・講習会の参加人数及び受託検査数のすべてにおいて、年度計画の目標値を上回ったほか、二次医療圏において原則一つとされる「地域医療支援病院」の承認を、平成21年度中に新たに5施設も取得し、計17施設としたことは評価できる。
療養施設の運営業務 (一般診療を基盤とした労災病院に関する高度・専門的医療の提供)	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 病院機能評価の更新時期を迎えた5施設が再受審し、全て認定を受けた。認定施設数は30施設、認定率は93.8%で、全国病院の認定率29.3%を大きく上回っている。 平成21年度の患者満足度調査は、全労災病院平均で81.8%の患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を得られ、年度計画(80%)を1.8%上回ることができた。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 労災病院では、7対1看護体制や専門センター化の推進による診療体制の整備、救急医療体制及び地域医療連携の強化、自己収入による高額医療機器の計画的整備等により、日本医療機能評価機構等による病院機能評価において30施設認定されるなど高度・専門的医療の着実な推進が認められる。患者満足度については、中期計画に定める目標値を超え、全病院平均で81.8%の満足度を確保し、また、サービスの質の向上に取り組む上で、優秀な人材の確保、育成や働きやすい職場環境の整備も進めており、看護師の離職率が前年度より低下していることも評価できる。
予算、収支計画及び資金計画	3	<ul style="list-style-type: none"> 労災病院の繰越欠損金については、平成21年度末現在で384億円を計上しており、その解消に向けては、今後、当期利益を継続的に確保していく必要があるが、平成20年度及び平成21年度に欠損金を計上した主な要因は、金融危機に影響された厚生年金基金資産の減少分の費用計上に伴うものである。したがって、本格的な繰越欠損金解消計画を策定するためには、今後の景気動向の見通し、金融情勢の将来の見通しを踏まえる必要があるが、平成21年度は医業活動に限って見れば4億円の経常利益、△2億円の当期損失まで改善しており、平成22年度は診療報酬改定に伴う大幅な増収や平成21年度の年金資産の運用実績の改善により退職給付費用も圧縮される見込みであり、今後とも医業活動を通じた計画的な経営改善に加え、給与カーブのフラット化による人件費の抑制効果も見込めることから、繰越欠損金の解消に向けて計画的な歩みを進めることができる見通しである。 	<ul style="list-style-type: none"> 第2期中期目標により「平成28年度を目途に繰越欠損金を解消する」とこととされている労災病院の財務内容の改善については、平成21年度は、厚生年金基金資産減少に伴う退職給付費用の増による影響を昨年度以上に受ける結果となり、昨年度より当期損益が悪化した。しかしながら、繰越欠損金の着実な解消を実現するためには、収益確保に着目した経営改善を更に進めることはもとより、安定的な経営基盤の確立に向け、徹底した業務運営の効率化等への取組も不可欠であると言える。このため、診療報酬のプラス改定や厚生年金基金資産運用実績の改善による見込みだけではなく、次年度以降の課題として、一層の工夫を凝らした業務運営の効率化も含めた解消計画の策定など、更なる取組を期待する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人国立病院機構(平成16年4月1日設立)＜特定＞ (理事長:矢崎 義雄)
目的	医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 医療を提供すること。2 医療に関する調査及び研究を行うこと。3 医療に関する技術者の研修を行うこと。4 1～3に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	国立病院部会(部会長:猿田 享男)
ホームページ	法人: http://www.hosp.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/kokuritsu09.html
中期目標期間	5年間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 診療事業	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×3	
(2) 臨床研究事業	S	S	S	S	S	S	
(3) 教育研修事業	A	A	A	A	A	S	
(4) 災害等における活動	A	A	A	A	A		
(5) 総合的事項						A	
2.業務運営の効率化							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A	A	A	A	A	A	
(2) 業務運営の見直しや効率化による収支改善	A×4	S×1 A×3	S×1 A×3	S×2 A×2	S×1 A×3	S×1 A×2	
3.財務内容の改善に関する事項							
(1) 経営の改善	S	S	S	S	S	S	
(2) 固定負債割合の改善							
4.短期借入金の限度額							
5.重要な財産の譲渡等	S	S	S	S	S	S	
6.剰余金の使途							
7.その他業務運営に関する事項							
(1) 人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2) 医療機器・施設設備に関する事項							
(3) 再編成業務の実施							
(4) 機構が承継する債務の償還							

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.27)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 第2期中期目標期間の初年度に当たる平成21年度の業務実績については、全体として国立病院機構の設立目的に沿って適正に業務を実施したこと、中期目標の達成に向けて着実な進展がみられたことを高く評価する。
- 今後とも、患者の目線に立った良質な医療と健全な経営とのバランスがとれた一層の取組と、国立病院機構の役割等を踏まえ、全国144病院のネットワークを活用して積極的に国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図る姿勢を、期待したい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
診療事業	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> クリティカルパスを積極的に活用し治療方針、治療経過等について分かりやすい説明に努めているとともに、既に用いているパスが患者にとってより分かりやすい様式となるように見直しを図っている。 【クリティカルパスの実施件数】 20' 243,729件→21' 255,141件 (15年度97,389件) 「臨床評価指標の改善に関する検討委員会」を設置し、現行の26指標の改善に向けた検討を行った。新指標が対象とする疾病領域は、がん、循環器等の急性期系の領域(17領域)、重症心身障害、神経・筋等のセーフティネット系の領域(5領域)に加え、医療安全、高齢者医療等の疾病横断的領域 	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度より実施している患者満足度調査について、総合評価をはじめ、「分かりやすい説明」等の主要な項目で前年度の平均値を上回る満足度が得られており、患者満足度の着実な向上を評価する。 クリティカルパスについては、実施件数が増加し中期計画に掲げた目標に向けて着実に進展していることに加え、病院から在宅医療まで一貫した地域連携による医療を実践するため、地域連携クリティカルパスを実施する病院数の着実な増加を評価する。 EBM推進に向けた取組については、26項目にわたる臨床評価指標について、平成18年度から20年度の3カ年の実績を平成21年度において公表するとともに、「臨床評価指

		<p>を設けることとし、134の指標案をとりまとめた。 など</p>	<p>標の改善に関する検討会」の設置等、中期計画に掲げる臨床評価指標の充実に向けた取組など各般にわたり努力しており、国立病院機構のネットワークを活用した取組や成果としても評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域医療への貢献については、地域連携クリティカルパスの実施や地域医療支援病院の増加等により、地域の医療機関との連携について一層の強化・推進が図られ、紹介率・逆紹介率ともに向上しており中期計画に掲げる目標に向けた着実な取組を評価する。
臨床研究事業	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度においては、平成16年度及び平成17年度に開始した9課題(すべて患者登録終了)については、得られた成果について学会等において成果の発表を行った。 平成18年度の6課題においては患者登録が終了し、平成19年度の3課題においては順調に患者登録が進捗し、平成20年度の2課題のうち1課題においては患者登録を開始し、平成21年度課題として3課題の研究を選定した。 本部が主導して行う臨床研究等の研究課題を中心に臨床研究中央倫理審査委員会において審議を行い、「新型インフルエンザA(H1N1)に対するインフルエンザHAワクチンの安全性の研究」等の国立病院機構共同研究(指定研究)、平成21年度EBM推進のための大規模臨床研究の新規3課題をはじめ45件の一括審査を行った。また、その審議内容等については、ホームページ上で掲示し、外部に公開している。 など 	<ul style="list-style-type: none"> EBM推進のためのエビデンスづくりについては、国立病院機構のネットワークを活用した大規模臨床研究が順調に進展しており、これまでの一部の成果について発表を行い、平成21年度には新たに3課題の研究を選定した。今後とも引き続き具体的成果の情報発信を大いに期待する。また、新型インフルエンザA(H1N1)ワクチンに関して、有効性・安全性の情報収集において重要な役割を果たしたことを高く評価する。
業務運営の見直しや効率化による収支改善(医療機器・施設設備に関する計画)	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 医療機器の更新による機能向上、院外からの予約手続きの簡素化等により、CT及びMRIについては、平成20年度実績に対し8,489件(15.1%)利用数が増加し、地域における有効利用が大幅に進んだ。平成21年度においては、自己資金及び預託金等内部資金を活用することにより、財政融資資金等外部から新たな借入を行わず、必要な投資を行った。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機器については、積極的な広報活動による他の医療機関との共同利用の促進や、稼働実績の高い病院の取組を情報共有する等の努力により、その共同利用数、稼働総数が増加しており、それぞれ目標値を大幅に上回ったことは高く評価できる。なお、こうした医療機器の整備等については、新たな借入を行わずに自己資金の積極的活用等で必要な整備量を確保していることも評価に値する。
経営の改善	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平均在院日数の短縮や地域連携による診療報酬にかかる上位基準の取得など経営改善に向けた収益の増加や、経費削減等の努力を行い、経常収支388億円、経常収支率104.9%の黒字となり、平成21年度計画における経常収支率102.5%を超えて、年度計画を達成した。 また、純利益348億円の黒字となり、総収支の黒字が維持されている。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 平均在院日数の短縮や地域連携による診療報酬にかかる上位基準の取得等により、経常収支率104.9%、経常利益388億円と機構発足以来6年連続の経常収支プラスであるとともに、平成21年度計画における経常収支率102.5%を大きく上回った。こうした結果は、理事長の卓越したリーダーシップの下、本部の経営指導もさることながら各病院長をはじめ全職員が懸命な努力をした結果であると高く評価する。
固定負債割合の改善	3(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度(597,145百万円)との比較で8.4%減少(546,903百万円)し、中期計画の目標(5年間で1割削減)を大幅に上回るペースで縮減した など 	<ul style="list-style-type: none"> 建築単価の見直しをはじめとした様々な経営努力により、病院の機能維持に必要な整備を行いつつ、毎年着実に固定負債を減少させ、平成21年度までの6年間で2,000億円(26.8%)の減少を達成したことを高く評価する。 前中期目標期間からの繰越金などの自己資金を活用することにより、財政融資資金等外部から新たな借入を行わず必要な投資を行ったことも高く評価する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人医薬品医療機器総合機構(平成16年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:近藤 達也)
目的	医薬品の副作用又は生物由来製品を介した感染等による健康被害の迅速な救済を図り、医薬品や医療機器等の品質、有効性及び安全性について治験前から承認までを一貫した体制で指導・審査し、市販後における安全性に関する情報の収集、分析、提供を行い、国民保健の向上に資することを目的とする。
主要業務	1 健康被害救済業務(①医薬品の副作用や生物由来製品を介した感染等による疾病や障害等の健康被害を受けた方に対する医療費、障害年金、遺族年金等の給付を行うこと。②スモン患者への健康管理手当等の給付、HIV感染者、発症者への受託給付、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」に基づく給付金の支給等を行うこと。)2 審査関連業務(①薬事法に基づく医薬品や医療機器などの承認審査を行うこと。②治験などに関する指導および助言を行うこと。③承認申請や再審査・再評価の確認申請の添付資料についてのGCP、GMP等の基準への適合性の調査を行うこと。④GMP/QMS調査による製造設備、工程、品質管理の調査を行うこと。⑤薬事法に基づく再審査・再評価の確認を行うこと。)3 安全対策業務(① 医薬品や医療機器などの品質、有効性及び安全性に関する情報の収集・解析および情報の収集・解析及び情報提供を行うこと。②消費者などからの医薬品及び医療機器についての相談を行うこと。③医薬品や医療機器などの安全性向上のための製造業者等への指導および助言を行うこと。④医薬品や医療機器などの基準作成に関する調査を行うこと。)
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	医療・福祉部会(部会長:上野谷 加代子)
ホームページ	法人: http://www.pmda.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/iryo09.html
中期目標期間	5年間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	第一期中期目標期間	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—		—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
(1) 効率的かつ機動的な業務運営	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(2) 業務運営の効率化に伴う経費削減等	A×2	A×2	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	
(3) 国民に対するサービスの向上	A	B	A	A	A	A	
2.部門毎の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
(1) 健康被害救済給付業務	A×3 B×1	S×1 A×3	A×4	A×4	A×4	A×4	
(2) 審査等業務及び安全対策業務	A×8 B×1	A×8 B×1	A×7 B×2	A×8 B×1	A×7 B×2	A×7	
3.財務内容の改善							
(1) 経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成、当該予算による運営	B	A	A	A	A	A	
4.その他業務運営に関する重要事項							
(1) 人事に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(2) セキュリティの確保							

2. 府省評価委員会による21年度評価結果(H22.8.27)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成21年度の業務実績については、全体としてPMDAの設立目的に資するものであり、評価をすることができる。今後とも、審査、安全対策及び救済給付の3つの業務が一体となって円滑に進むことを期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
健康被害救済給付業務	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省の二部会体制に対応するため、21年4月1日に調査課を二課体制へ組織変更するとともに、①請求事案の事実関係調査、②症例経過概要表の作成、③調査報告書の作成を行い、各種文書を厚生労働大臣に提出。また、各種文書の作成・提出にあたっては、過去の類似事例の検索等を行い、請求事案の迅速な処理を図った。 請求から支給・不支給決定までの事務処理の実施状況については、年度内に決定した総件数990件(前年度919件)のうち、8ヵ月 	<ul style="list-style-type: none"> 調査課を2課体制にし、データベースの改修等、処理効率の向上に努めた結果、事務処理期間8ヵ月以内の処理の割合を70%以上という平成21年度計画の数値目標に対し、実績は74.0%であった。また、6ヵ月以内の処理件数を前年度から増加させるという年度計画についても、前年度355件から当年度360件と増加させており、計画を上回ったものと評価する。 新たな保健福祉事業として、PSW(精神保健福祉士)の相談員が健康被害救済制度の

		<p>以内に決定した件数は733件であり、達成率は74.0%であったことから前年度実績を維持。6か月以内に決定した件数については360件であり、前年度(355件)を上回った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな保健福祉事業として、福祉の専門家である相談員が、健康被害救済制度の受給者及びその家族に対し、精神面のケア及び福祉サービスに関する助言を行うことを目的とした「精神面などに関する相談事業」を平成22年1月より実施。(平成21年度相談件数22件) <p style="text-align: right;">など</p>	<p>受給者及びその家族に対して精神面のケアや福祉サービスに関する助言を行う「精神面などに関する相談事業」を立ち上げたことを評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 部門間の連携として、特に救済制度の支給・不支給情報等を個人情報に配慮しつつ安全対策部門に提供し、安全対策に活かされていることについても評価する。
審査等業務及び安全対策業務	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 優先審査品目における総審査期間(中央値)の平成21年度の承認状況についてみると、審査期間中央値は11.9か月であった。行政側期間の中央値は、3.6箇月で目標を達成していたが、申請者側期間が6.4か月と目標を大きく超過していた。なお、平成21年度の承認件数のうち、優先審査品目が占める割合は、14%となっており、平成20年度の31%より減少した。 平成21年度においては、通常品目の総審査期間の中央値については、平成20年度の22.0か月と比較して19.2か月に短縮された。行政側審査期間(中央値)は、平成20年度と比較して、0.8か月短縮しており、また、申請者側審査期間(中央値)においても、0.7か月短縮している。承認件数は前年度より大幅に増加した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 審査期間については、新医薬品の優先品目は目標11か月に対して実績11.9か月、通常品目は目標19か月に対して実績19.2か月と目標を若干下回った。しかし、後発医療用医薬品は目標10か月に対して実績7.5か月、一般用医薬品は目標8か月に対して実績4.6か月、医薬部外品は目標5.5か月に対して4.8か月と目標を大きく上回った。 新医薬品に関しては、総審査期間の中央値で見れば、目標を若干下回る結果であるが、優先品目と通常品目のそれぞれの行政側期間と申請者側期間の中央値で見た場合、目標を下回ったものは優先品目の申請者側期間のみであった(目標5か月に対して6.4か月)。申請者側期間を短縮することは、今後も課題であるが、新医薬品審査の通常品目の承認件数は、前年度の53件から当年度は92件と大幅に増加させており、その上でほぼ目標の審査期間を達成した。 増員については未だ達成できておらず、引き続き達成に向けての努力を期待するが、それでも短期間で大幅な増員をしており、管理職や中堅職員が新規採用職員の教育を行いながら審査期間の短縮に努めていることに関して、大変な努力を要しているものと思慮する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 本法人の医薬品の承認審査業務については、中期計画において、平成23年度までにドラッグ・ラグを解消するため、21年度から申請者側期間を含む総審査期間を順次短縮していくとの目標を掲げ、また、審査人員も大幅に増員するものとされている。このような状況も踏まえ、昨年度、当委員会は、ドラッグ・ラグ2.5年を23年度に解消するとの目標達成に向け、年度目標が未達成の場合には、その要因分析と改善策を明らかにさせた上で、法人の取組について厳格に評価を行うべき旨指摘している。しかしながら、評価結果をみると、「目標を下回ったものは優先品目の申請者側期間のみであった」、「申請者側期間を短縮することは今後も課題である」などの言及がなされているのみで、新医薬品(優先品目及び通常品目)の審査期間が目標を下回っていることについての要因の分析結果や改善策は明らかにされておらず、十分な分析の下に法人の取組について厳格な評価が行われたものとは言い難い。このため、今後の評価に当たっては、23年度までにドラッグ・ラグを解消するとの目標達成に向けた取組の実効が上がるよう、目標未達の場合における要因分析と改善策を法人に明らかにさせた上で、法人の取組について厳格に評価を行うべきである。
- 本法人の救済給付の請求から支給・不支給決定までの事務処理期間については、中期計画において、平成25年度までに各年度に支給・不支給決定した全決定件数のうち、60パーセント以上を6か月以内に処理できるようにすることとしている。当該項目に関する評価結果をみると、8か月以内の処理割合70パーセント以上の年度計画の目標に対し実績が74.0パーセントであったこと、6か月以内の処理件数を前年度より増加させるとの同計画の目標に対し20年度355件から21年度360件と増加させたことをもって、A評定(中期計画を上回っている)としている。しかしながら、中期計画との対比でみれば、21年度の6か月以内の処理件数(360件)は全決定件数(990件)の36パーセントと中期計画における目標値60パーセントとは依然として大きな乖離がみられ、また、20年度(355件)から5件増加しているものの、全決定件数に対する割合は38パーセントから36パーセントに低下している状況に鑑みると、25年度までの達成目標であることを考慮してもなお中期計画を上回っているとの評定には疑問がある。このため、今後の評価に当たっては、中期計画に照らして法人の取組実績を十分に検証した上で、厳格に評価を行うとともに、評定理由についても十分説明すべきである。

法人名	独立行政法人医薬基盤研究所(平成17年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:山西 弘一)
目的	医薬品技術及び医療機器等技術に関し、共通的・普遍的な研究開発、試験研究用生物資源の研究開発、研究開発の振興等の業務を行うことにより、医薬品及び医療機器等の開発のための基盤の整備を図り、もって国民保健の向上に資することを目的とする。
主要業務	1 基盤的技術研究(医薬品等の開発に資する共通的技術の開発)。2 生物資源研究(研究に必要な生物資源の供給及び研究開発)。3 研究開発振興(研究の委託、資金の提供、成果の普及)。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	調査研究部会(部会長:田村 昌三)
ホームページ	法人: http://www.nibio.go.jp/index.html 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/cyosa09.html
中期目標期間	5年間(平成17年4月1日～平成22年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—		1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 機動的かつ効率的な業務運営	A	A	A	A	A	A	
(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等	A	A	A	B	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 全体的事項	A×3	A×3	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	A×3	
(2) 基盤的技術研究	A×2 B×2	A×3 B×1	S×2 A×2	S×3 A×1	S×4	A×4	
(3) 生物資源研究	A×3	A×3	A×3	S×1 A×2	A×3	A×3	
(4) 研究開発振興	A×4	A×3 B×1	A×4	A×1 B×3	A×3 B×1	A×3 B×1	
3.財務内容の改善							
(1) 予算、収支計画及び資金計画	B	B	B	B	A	B	
4.その他業務運営に関する重要事項							
(1) 人事に関する事項							
(2) セキュリティの確保	B	B	A	B	B	B	
(3) 施設及び設備							

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.27)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 全体としては、当該研究所の目的である画期的な医薬品等の開発支援に資するものであり、適切に業務を実施したと評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化に伴う経費節減等	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費は予算額に対して95.5%、事業費は予算額に対して95.3%の執行と、経費節減に努め中期計画に掲げた削減目標を上回り達成。 人件費についても、平成17年度基準額に比べ10.5%(前年度比6.4%)の削減と人件費削減の取組は着実に進展。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費、事業費とも目標を大幅に上回る削減実績を上げていること、総人件費改革への取り組みについても目標を大きく上回る削減を達成していること、利益相反に関する取り組みも着実に進展していることから、全体として中期計画を上回る成果を上げていると評価する。
生物資源研究	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 医科学研究用霊長類リソースの開発・整備のための研究として、次に掲げる研究など画期的な成果をあげた。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 老齡ザルを用いたアルツハイマー病の研究について、世界ではじめて軸索輸送の機能低下により、内因性アミロイドのみによる蓄積病変を再現できた。また、世界ではじめてヒト由来の遺伝子導入を行わず、全てカニクイザル遺伝子を用いたiPS細胞の樹立に成功した。 ◇ 当センターで樹立したカニクイザルES細胞を用いて神経系細胞への分化機構 	<ul style="list-style-type: none"> カニクイザルを中心とする霊長類の開発、保存、維持、品質管理、供給で中期計画を上回る成果を上げており、さらに、カニクイザル心筋梗塞モデルの開発、カニクイザルES細胞を用いた神経系細胞への分化機構の解明、風疹ワクチンの安全性評価モデルの確立などの各種疾患の病因解析、全てカニクイザル遺伝子を用いたiPS細胞の樹立など、優れた研究成果も挙げている。また、カニクイザルの繁殖・育成と高品質化に成果を上げるとともに、全てカニクイザル遺伝子を用いたiPS細胞の樹立に成功しており、中期計

		<p>を解析したところ、レチノイン酸はニューロンへの分化、FGF2はアストログリアへの分化に関与していることを明らかにした。</p> <p>◇ カニクイザルを風疹ワクチンの安全性評価モデルとして、利用できることを明らかにした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間321頭の育成カニクイザルをワクチン国家検定用、共同利用施設の研究用、所内研究者の研究用等として供給。(目標150頭) <p>など</p>	<p>画を上回る実績を上げていると評価する。</p>
研究開発振興	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 新規研究プロジェクトの採択に当たり、研究内容を重視した案件の採択をより適正に行えるよう、募集テーマに応じた評価項目を設定するなど、国民の治療上の要請に即した研究開発の振興による国民保健の向上という中期目標達成に向けて、中期計画を大幅に上回る成果を達成した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 有望案件の発掘、社会的要請に基づく案件の採択、国家政策上重要なテーマの選定、採択により、基礎研究推進事業においては、採択プロジェクトの成果を活用し、抗凝固療法が不要となる革新的な次世代型呼吸循環補助装置が開発され、2009年5月に医療機器として薬事法による承認が取得された。また、希少疾病用医薬品等開発振興事業においては、助成金交付事業の活用により、「新生児けいれん」の治療薬(ノーベルバル静注用250mg)等が開発、上市され、国民保健の向上に寄与している。これらのことから、中期計画を上回る実績を上げたと評価できる。
予算、収支計画及び資金計画	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 競争的研究資金、受託研究費、共同研究費等の獲得状況は、20年度と比べて、順調に件数、金額ともに増加している。また、民間企業等との共同研究の拡大に努めた結果、共同研究費が増加した。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費及び事業費ともに中期目標の削減目標を大幅に上回って削減(研究開発振興業務にかかる一般管理費は32.2%削減(目標は15%)、その他の一般管理費は15.1%削減(目標は12%)、研究開発振興業務に係る事業費は80.7%削減(目標は5%)、その他の事業費は11.8%削減(目標は4%))していること、また、研究者一人当たりの競争的研究資金の獲得金額が全研究開発型独法の中で一位となっていることなど、中期計画を上回る成果を達成したと評価する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(平成17年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:水島 藤一郎)
目的	国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(以下「国民年金法等改正法」という。)第7条の規定による改正前の厚生年金保険法第79条又は国民年金法等改正法第3条の規定による改正前の国民年金法第74条の施設及び健康保険法第150条第1項又は第2項の事業(政府が管掌していた健康保険に係るものに限る。)の用に供していた施設であって厚生労働大臣が定めるもの(以下「年金福祉施設等」と総称する。)の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的とする。
主要業務	1 年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うこと。2 年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うまでの間、年金福祉施設等の運営及び管理を行うこと。3 上記に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	年金部会(部会長:山口 修)
ホームページ	法人: http://www.rfo.go.jp/index.html 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/nenkin09.html
中期目標期間	7年間(平成17年10月1日～平成24年9月30日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>						
1. 効果的な業務運営体制の確立						
(1) 効率的な業務運営体制の確立	S	S	S	A	S	
(2) 業務管理の充実	A	S	S	A	S	
(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減	A	S	S	A	S	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	S	S	S	
(1) 年金福祉施設等の譲渡又は廃止	A	S	S	S	S	
(2) 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全	S	A	A	A	A	
(3) 買受需要の把握及び開拓	A	S	A	S	S	
(4) 情報の提供	A	A	A	A	A	
3. 財務内容の改善	A	S	S	S	S	
4. その他業務運営						
(1) 人事に関する計画	A	A	A	A	A	
(2) 国庫納付金の納付	A	A	A	A	A	
(3) 外部有識者からなる機関	A	A	A	A	A	
(4) 機構の保有する個人情報の保護	A	A	A	A	A	
(5) 厚生年金病院に係る整理合理化計画を踏まえた対応						
(6) 終身利用老人ホームの譲渡					S	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.27)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 第5事業年度に当たる平成21年度の業務実績については、平成20年のリーマンショック以降、低迷する不動産市場にある中にもかかわらず、施設整理機構の設立目的に沿って、適切に業務を遂行しつつ、独立行政法人設立の意義を十分に果たしているとともに、高い売却額と経費節減を大幅に実現した点はパフォーマンスとして非常に大きな成果であろう。また、施設譲渡の過程で発生する様々なリスクに対する対応を始めとして、施設整理機構の業務運営において、トップマネジメント機能が有効に発揮されており、最終事業年度に向けて引き続き指導力を発揮した積極的な取組みを期待したい。 いずれにしても施設整理機構が5カ年の長期戦略の展望に立って、各年度の市場環境へも的確に対応し大きな成果を達成したことは、賞賛に値するものと言えよう。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
効率的な業務運営体制の確立	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 業務体制強化及び人員削減 ① 社会保険病院等の出資に伴い複雑かつ増加する施設資産の管理・保全業務に的確に対応するため、専任の管理部長を配置するとともに、管理部組織の充実を図った。 ② 施設譲渡業務の進捗を踏まえ、施設部 	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険病院等の出資に伴い複雑かつ増加する施設資産の管理・保全業務の体制の充実を図るとともに、業務の外部委託も状況の変化にあわせて迅速に取り入れ、かつ、効率的・適切な人員配置に併せて大幅な人員削減を図りつつ、当機構の最大目標である全施設の売却を着実に進め、高い業績を

	<p>の二部体制を統合し一部体制に変更。</p> <p>③ 施設譲渡関連部門(施設部、業務推進部)を中心に人員の見直しを図り、機構人員の大幅な削減(対前年度比5名)を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部委託の活用 以下の業務を新規に外部に委託 <p>① 本体施設に付随する宿舍の売却業務</p> <p>② 社会保険病院等の不動産鑑定評価業務</p> <p>③ 社会保険浜松病院の譲渡に関する入札補助業務</p> <p>④ 当機構による社会保険病院等の整備工事に関するアドバイザー業務</p> <p>⑤ 終身利用型老人ホーム(厚生年金サテール千葉)のアドバイザー及び売却業務など</p>	<p>実現している点は独法の模範ともなるものであり、大いに評価できる。</p>
<p>年金福祉施設等の譲渡又は廃止</p>	<p>2(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度の売却額は落札ベースで814億円であり、計画比+372億円となった。厳しい経済環境の中でも多様な買受需要の開拓を行った結果、直近の価格である売却原価に対し+359億円(179.2%)を確保し、出資価格に対しても△2億円(99.8%)に留めた。 当機構発足以来平成21年度末まで4年半の落札ベースの売却額合計は2,144億円となり、売却原価比で+1,023億円(191.2%)、出資価格比で+238億円(112.5%)となり、譲渡対象301施設の出資価格総額2,015億円に対しても+129億円となったことから、全施設売却完了を待たずに出資価格総額を上回る売却額を確保。また、特別会計の清算等に伴い、81億円の清算剰余金を確保。 当機構発足以来平成21年度末までの譲渡施設数は、落札ベースで295施設(進捗率98.0%)となり、未売却物件は、平成22年1月追加出資の厚生年金サテール千葉を含め6施設、施設附属の宿舍等14物件となり、全物件の売却を完了する目処が立った。 譲渡に当たっては一般競争入札により、公正性・透明性に十分意を用いた運営を行っており、現状、機構の運営に関して外部からの指摘等はない。また、譲渡後の施設の利用状況については公序良俗に反する使用等が行われていないか全件チェックを行っており、そのような事例はない。 雇用と公共性への配慮については、機構の基本方針として事業譲渡を原則とし、入札参加者への雇用継続依頼、各地方公共団体への事業継続に向けた支援依頼を直接面談にて実施。その結果、平成21年度における事業継続率は69%、雇用継続率は71%となった。 厚生労働大臣から譲渡対象として選定された社会保険浜松病院については、地元自治体から意見を聴取するとともに、地元有識者で構成される譲渡検討委員会に諮問した上で譲渡条件を設定し、一般競争入札により落札者を決定し、地域医療に十分配慮した対応を行った。など 	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度に起きたリーマンショック以降、不動産市況が低迷する中であって、H21年度の売却額についても、計画比372億円のプラス、出資価格対比99.8%の実績を確保、発足以来の売却額は2,144億円となり、出資価格比238億円のプラス、112.5%となり、全施設の売却完了を待たずに出資価格総額を上回る売却額を確保した。これは事業価値、不動産調査の詳細等を提示したマーケティング活動や施設が立地する地域の情報収集及び地方公共団体から支援策を取り付けるなど資産価値向上のため総合的かつ積極的に取り組んだ結果であり、今後、他の類似の団体においても参考にすべき好例と言え、大いに評価できる。また、施設の譲渡に伴って44の公益法人が解散又は解散予定となっていることは特筆すべき評価に値するものと言える。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)

- 本法人の業務は、年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うこと、年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うまでの間、年金福祉施設等の運営及び管理を行うことであり、貴委員会において、平成22年度までの間に全ての出資対象施設を譲渡又は廃止する、各年度計画に定める譲渡予定対象施設を譲渡又は廃止する、適正な譲渡価格を設定する等の事項についての達成状況等を基本とした評価が行われている。他方、平成22年8月に本法人の存続期限を2年間延長する法改正がなされたが、同年同月には譲渡対象施設の譲渡が全て完了した旨の発表が法人からなされたところである。このため、存続期限が延長された22年10月以降の法人の業務は、社会保険病院等の運営及び管理(病院運営は公益法人等に委託)並びに厚生労働省から指示された病院の譲渡が中心となることから、次年度の評価に当たっては、法人の業務運営体制等にも留意して、法人の業務実績について評価を行うべきである。

法人名	年金積立金管理運用独立行政法人(平成18年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:川瀬 隆弘)
目的	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定に基づき厚生労働大臣から寄託された積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的とする。
主要業務	1 年金積立金の管理及び運用を行うこと。2 前記1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	年金部会(部会長:山口 修)
ホームページ	法人: http://www.gpif.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/nenkin09.html
中期目標期間	4年間(平成18年4月1日～平成22年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	第1期中期 目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—		1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>						
1.業務運営の効率化						
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A	A	A	A	A	
(2) 業務運営能力の向上	A	A	A	A	A	
(3) 業務管理の充実	A	A	A	A	A	
(4) 事務の効率的な処理	A	A	A	A	A	
(5) 業務運営の効率化に伴う経費節減	A	A	A	A	A	
2.業務の質の向上						
(1) 受託者責任の徹底	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(2) 情報公開の徹底	A	A	A	A	A	
3.財務内容の改善	A	A	A	A	A	
4.その他業務運営に関する重要事項						
(1) 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針	A×4	A×4	A×3 B×1	A×4	A×4	
(2) 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(3) 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項	S×1 A×2	A×2 B×1	A×2 B×1	A×3	A×3	
(4) その他	A×1 B×1	A×1 B×1	B×2	A×1 B×1	A×1 B×1	

2. 府省評価委員会による平成21年度評価結果(H22.8.27)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 管理運用法人の管理運営体制については、業務運営体制の見直し及び改善の効果が発揮され、業務運営が適切に行われていると評価することができる。また、年金積立金の管理及び運用に関する事項については、必要なリスク管理を行い、全体としては管理運用法人の設立目的に沿って適切に業務を実施したと評価できる。
- 年金積立金の運用については、長期的には年金財政の目標とされている実質的な運用利回りは確保できており、単年度においてもベンチマークとの対比で見ても、概ねベンチマーク並みの収益率を確保できている。また、市場動向も踏まえつつ、キャッシュ・アウトやリバランスを行うことは引き続き課題となっており、機動的な対応が求められている。今後も、長期的に年金積立金の安全かつ効率的な運用が実施されていくことを大いに期待したい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
効率的な業務運営体制の確立	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成21事業年度においては、平成20事業年度下期実績評価(10～3月)を4～5月に実施し、その結果を6月期の奨励手当に、上期実績評価(4～9月)を10～11月に実施し、その結果を12月期の奨励手当にそれぞれ反映させた。また、能力評価(1月～12月)については、平成22年1～2月に実施し、3月に「フィードバック面談」を行い、被評価者に結果を通知した。併せて、その結果を平成22年4月の昇給等へ反映させた。その他、厚生労働省の要請を踏まえ、職員のコスト意識の向上及び業務改善を図るため、無駄を削減し、業務を効率的に行う取組について評価項目に加える等の見直しを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 人事評価制度の実施において、実績評価の結果の奨励手当への反映や能力評価の結果に基づく職員へのフィードバック面談の実施及びその結果の昇級への反映など、職員の勤労意欲や業務遂行能力の向上に資する取組が行われており、また、無駄削減等の取組を評価に反映するなどの工夫を行っている。また、理事長直轄の経営管理会議等を活用し、事業運営の改善を図るなど、業務改善に積極的に取り組んでいる。さらに、「情報システム室」を創設し、システム部門の体制強化を図るなど、効率的な業務運営体制の確立に取り組んでおり、評価できる。

		<p>これらの取組により、能力の向上及び勤労意欲の向上等に係る職員の意識改革に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業年度中途であっても積極的な見直しを心がけ、企画部からシステム部門を独立させ、新たに「情報システム室」を創設したことにより、システム部門の体制強化を図ることができた。 	
業務運営の効率化に伴う経費節減	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> 管理運用委託手数料について、引き続きパッシブ運用又はアクティブ運用等の運用手法に応じ、効率的かつ合理的な水準を実現した。さらに資産管理機関の集約により効率的かつ合理的な水準を実現した。資産管理機関については、資産管理機関の集約効果が平年度化し、平成20事業年度と比べ約45.8億円の集約効果があった。運用受託機関については、資産管理機関の集約化に併せ、単独運用指定信託契約を解除し、新たに投資一任契約を締結する際に運用委託手数料の引下げ交渉を行ったこと等により、変更前と比べ約1.0億円の節減が図られた。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度における業務運営の効率化と、それに伴う経費の節減効果としては、資産管理機関の集約化や運用委託手数料の引き下げによる経費節減効果の実現があげられる。平成19年度より資産管理機関の選定を行い、1つの資産の管理を1つの資産管理機関に集約することとし、平成21年度において資産移管を完了した。また、管理運用委託手数料の水準についても、既存の受託機関、新規の受託機関ともに引下げを図り、経費の節減を実現している。これらの取組により、平成21年度においては、管理運用委託手数料額について前年度比で約47億円の経費節減効果が認められ、評価することができる。
年金積立金の管理及び運用の基本的な方針	4(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成21事業年度においては、国内債券、短期資産については概ねベンチマーク並みの収益率となった。また、国内株式、外国債券についてはプラスの超過収益率となったが、外国株式についてはマイナスの超過収益率となった。 外国株式がベンチマークに対して下回ったのは、ベンチマーク収益率を上回った銀行セクターの時価構成割合がベンチマークに比べて低めになっていたこと及びベンチマーク収益率を下回った食品・生活必需品等のセクターの時価構成割合がベンチマークに比べて高めとなっていたこと等がマイナスに寄与した。 リスク管理ミーティングについては、平成21事業年度の総合評価が一定水準以下の運用受託機関等について、運用状況、リスク管理状況等を確認した。外国株式アクティブの運用受託機関について、年度初めに株価が大きく変動した際に各社のとった投資行動及びリスク管理状況を確認するために緊急ミーティングを実施した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各資産ごとに市場運用の結果を評価するための指標であるベンチマークとの対比で見ると、国内株式及び外国債券についてはプラスの超過収益率、短期資産についてはプラス0.06%、国内債券についてはマイナス0.05%と概ねベンチマーク並みの収益率となったが、外国株式についてはマイナスの超過収益率という結果となった。外国株式のマイナスの超過収益率については、特定の業種の構成割合がベンチマークに比べて低めになっていたこと等とされており、適切な要因分析がなされている。 管理運用法人においては、運用受託機関との定期ミーティング、リスク管理ミーティングを実施し、毎月1回、各運用受託機関の運用状況、リスク管理状況を取りまとめ、問題の有無を確認し、必要に応じ運用受託機関との協議を通じ改善を促すなど、ベンチマーク収益率の確保のために必要な対応を行っている。 また、年度初めに株価が大きく変動したことを踏まえ、緊急に運用受託機関との随時ミーティングを実施し、外国株式アクティブ運用受託機関の投資行動及びリスク管理状況を把握するなど、リスク管理に向けた適切な情報収集を行った点は評価できる。加えて、運用受託機関の評価についても、定性評価及び定量評価を踏まえた総合評価の結果、79社中、20社について資金配分を停止、1社を解約とするなど、収益率向上に向けた適切な対応を行っている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成21年度評価に関する意見(H22.12.22) (個別意見)

- 本法人は、中期計画において、「業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び人員配置を実情に即して見直すとともに、職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価制度を実施する」としている。しかしながら、当該事項に関する評価結果をみると、人事評価制度の運用、情報システム室の創設によるシステム部門の体制強化等の取組をもってA評定(中期計画を上回っている)としているが、業務実績報告書等における法人の説明及び評価結果のいずれをみても、業務運営の効率的かつ効果的な実施のための組織編成及び人員配置の見直しが行われているかどうかの十分な検証が行われているものとは言い難いものとなっている。特に、人員配置の見直しについては、本法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成21年12月9日)の「第2 組織面の見直し」において、業務を効率的・効果的に行う体制とするため、各部門の人員配置を見直すこと、その際、管理部門を法人の規模に見合った体制とすることを指摘しているところである。
- このため、今後の評価に当たっては、各部門における業務内容、人員配置の状況等を明らかにさせた上で、当委員会の指摘を踏まえた措置状況も含め、実情に即した組織編成及び人員配置の見直しが行われているかどうかについて評価を行うべきである。